

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

令和7年度第6号
通算第78号
令和8年(2026年)4月16日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

—合理化について—

◎日時・場所

令和7年(2025年)12月23日(火)午後7時30分～午後8時45分

(中央北生涯学習プラザ 学習室A・B)

◎今回の交渉の主な目的

事務事業の見直し等について提案を行った。

◎組合への提案・回答

(提案メモ) 学校給食調理業務の委託拡大について

[別紙](#)

◎具体的な交渉内容

1 合理化について

協議の要旨

当局から学校給食調理業務の委託拡大について説明した後、協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
今回の提案理由は。	学校給食調理業務における調理師全体の高齢化が進み、長期療養者の発生等が多くなり、現場の負担が増えるとともに安全で安定的な運営維持が喫緊の課題となっている。他方で、同じ調理業務である保育所に関しては、現段階で公立保育所を一定数残す方針である中で、多くの欠員が生じている。 そうした状況を踏まえて、委託校の調理師を保育所で受け入れることを前提に、現在の直営校の5校を委託する考えである。

保育所で任用される場合、選考を受ける必要はないのか。	地方公務員法上、会計年度任用職員を任用する場合は、選考等を実施する必要があり、欠員が生じているとはいえ、選考は必要となってくる。
保育所側の受入れ枠に上限はあるのか。	特に上限はなく、対象職員全員の受入れ枠はあるものと聞いている。
勤務条件は異なるのか。	保育所は土曜日も開所している関係上、土曜日も勤務する必要がある等、一部勤務条件は異なるものとする。
給与面等の処遇はどうなるのか。また、保育所以外で処遇を下げずに任用される職はないのか。	求める資格が同じのため、基本的に処遇は同じである。また、保育所以外の職の任用についても、本人の意向を踏まえつつ、可能な限り配慮することを原局から聞いている。
令和9年度に委託する小学校の調理師は保育所で任用されるということか。引き続き、別の小学校での任用を希望することは可能なのか。	対象職員の意向を踏まえる中で、学校全体で調整を行うものとする。
対象職員の意向はどうか。保育所への異動は許容されているのか。	現状の不安定な体制を踏まえると、一定理解せざるを得ないという反応もあったと原局から聞いている。
個々に今後の意向確認は行われたが、説明内容等がそれぞれ異なるため、対象の職員間で認識が異なる部分がある。対象職員を一堂に集めた説明会を開催してもらいたい。	そういった意見があったことについて、原局に伝えておく。
同じ調理業務ではあるとはいえ、業務の内容が異なる部分もあり、異なる部分の業務に不安を持っている職員もいる。	事前の対応として、マニュアルの提供、現場見学や研修の実施等、現場でのサポート体制の構築を行っていく予定であると原局から聞いている。
業務委託によって、これまで職員が培ってきた知識やノウハウが伝承されないこと自体が問題である。技術の伝承を理由に、学校調理業務を直営に戻す考えはないのか。	学校調理業務はこれまで示してきた方針どおり委託を行うものであり、現時点で直営に戻すといった考えはない。
任用される保育所先は希望できるのか。	意向確認は行うが、必ずしも希望どおりとなるわけではない。

<p>学校調理業務を全校委託した後、災害発生時に迅速な対応ができなくなるのではないかと。</p>	<p>仕様書内で受託事業者に対して協力するように定めている。そうした内容に加えて、各小学校には栄養教諭が1人配置されており、所管課のフォロー体制を含めて対応していくものと考え。</p>
<p>組合としていつ頃までに諾否を判断する必要があるのか。</p>	<p>令和9年度向けの提案については、令和8年度に関連予算が一部計上されることを理由に、令和8年1月末までにご判断いただきたい。</p>

課題解決への方向性

提案内容については、引き続き協議していくこととした。

以 上
(給与課)

学校給食調理業務の委託拡大について（メモ）

R7.12.23

1 目的

給食調理業務について委託拡大を図るもの

2 実施内容

- (1) 浦風小学校及び大島小学校における給食調理業務について業務委託を行う。
- (2) 難波小学校、長洲小学校及び清和小学校における給食調理業務について業務委託を行う。

3 実施時期

- (1) 令和9年4月1日
- (2) 令和10年4月1日

4 人員

- (1) 非常勤行政事務員 ▲5人
- (2) 非常勤行政事務員 ▲14人

以上
(給与課)